

○山岡健一議員 それでは、通告に従い質疑を行います。

まず初めに、議案第64号「平成30年度今治市一般会計補正予算（第1号）」歳出3款2項3目保育所管理運営費についてお尋ねします。

これは、平成26年に廃止された旧伯方保育所（築年数約38年）の解体に係る石綿、いわゆるアスベスト含有外壁吹き付け塗材除去費用1,300万円が計上されておりますが、石綿含有の外壁塗材の種類は、その建物の建築の時期によってさまざま異なっております。

まず、旧伯方保育所に使用されている石綿含有塗材の種類と粉じんの起こりやすさを示すレベルについてお答えください。

次に、建築物の解体で塗材を剥がす作業をする際に飛散する危険性が考えられます。建築基準法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法の法令に、石綿を含んだ解体時の飛散防止措置の規定がありますが、解体工事に、この外壁塗材をどのような工法で作業するのかお答えください。

また、旧伯方保育所近隣住民の安全性の確保と解体作業の工程についてお尋ねします。

次に、議案第64号「平成30年度今治市一般会計補正予算（第1号）」歳出4款1項1目地域保健対策費と議案第68号「今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について」の今治市自殺対策計画審議会を設置しようとするものは関連がございますので、一括して質疑させていただきます。

厚生労働省が発行している市町村自殺対策計画策定の手引によりますと、日本の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進し、それまで個人の問題とされてきた自殺が社会の問題として広く認識されるようになり、対策を推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、日本の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7カ国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど非常事態はいまだ続いております。

厚生労働省の統計によりますと、平成29年の全国の自殺者数は2万1,321人、対前年比576人（約2.6%）減、平成22年以降8年連続の減少と公表されておりますが、愛媛県においては、平成28年268人、平成29年290人と増加しております。警察庁自殺統計原票より厚生労働省が作成した自殺の原因、背景については、学校問題、男女問題、勤務問題、家庭問題、経済・生活問題が深刻化し、それが連鎖して、鬱病などの健康問題が生じているとされております。

そこで、まず、今治市自殺対策計画とは具体的にどのようなものなのかお答えください。

次に、愛媛県におきましては、自殺対策基本法に基づき、県民の心の健康と関係機関の連携・協働により、孤立を防ぎ、支え合うことができることを推進するために、平成29年3月17日に愛媛県自殺対策計画を策定しています。策定委員は、学識者、市町行政、民間機関、県行政で構成されておりますが、今治市では、審議会委員の選定方法はどのようにするのかお答えください。

最後に、年間を通してどれくらいのペースで審議会を開くのか、開催計画についてお答えください。

以上です。

○越智 豊議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 おはようございます。

おとといは、四国中央市の法皇湖のダムの周り、そして別子山村、四国中央市から新居浜市までというコースで、知事を先頭に、大勢の市長、町長、それから愛媛県議会議員の皆さん、経済界の皆さん、愛媛県のそれぞれの役割を担っている皆さんとサイクリングに参加させていただきました。サイクリングを通じて交流を深めることができました。そして、その翌日、近畿愛媛県人会に久しぶりに行かせてもらいました。その中で、「今治市さん、大変ですが、しっかり取り組んでください」と宇和島市ご出身の方が、自分がつけている真珠を外して、私につけてくれました。非常に激励をいただいたことを、今、背に受けながら、きょうの議会に臨んでおります。

それでは、早速でございます。山岡議員ご質疑の議案第64号「平成30年度今治市一般会計補正予算（第1号）」について、議案第68号「今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について」のうち1番目の自殺対策計画についてに関しまして、私からお答えさせていただきます。

我が国の自殺の実態を踏まえ、平成28年に自殺対策基本法が改正されたことを受けて、抜本的に見直しが行われた新たな自殺総合対策大綱が昨年7月に閣議決定されました。この新たな大綱において、自殺総合対策に係る重点施策のトップに、地域レベルの実践的な取り組みへの支援強化が掲げられ、各自治体が平成30年度までに地域自殺対策計画を策定し、総合的な自殺対策を推進することとなったものでございます。改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、本市の現状を踏まえた総合的な地域自殺対策計画の策定に取り組んでまいります。

自殺対策は、生きることの包括的支援であり、市民の命にかかわる重要な対策でございます。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、関係機関と連携しながらしっかりと自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。

その他のご質疑につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○石丸 司健康福祉部長 山岡議員ご質疑の議案第64号「平成30年度今治市一般会計補正予算（第1号）」についてに関しまして、私からお答えさせていただきます。

石綿は安価で、耐火性、断熱性、防音性など多様な機能を有していますことから、1980年代をピークにさまざまな石綿含有建材が全国で広く使用されてまいりました。

その後、健康被害への影響から石綿を含有する製品に対する規制が段階的に引き上げられ、

平成18年には、石綿含有量が0.1%を超える全ての製品の製造が禁止されることとなりました。

これを受けまして、今治市におきましても既存建物の調査を行い、石綿含有建材が使用されていたもののうち飛散の可能性があるものについては除去、または封じ込めの処理を行ってまいりました。しかしながら、外壁の建築用仕上げ塗材にも石綿が含有するものがございまして、近年、これを用いた建築物については、解体時の飛散の可能性が指摘されるようになってまいりました。

こうした状況を受けまして、解体に先立ちまして旧伯方保育所の外壁に使用されていた塗材の石綿含有量を調査した結果、0.24%の石綿が検出されました。このため、解体に際しまして、これを除去する必要が生じたものでございます。

そこで、ご質疑の1点目、旧伯方保育所に使用されている石綿含有塗材の種類でございまして、アクリル系吹き付けタイルというものでございまして、粉塵の起こりやすさを示すレベルは3段階のうちで最も飛散性が高いレベルでございまして、

次に、2点目の解体工事における作業工法でございまして、剥離剤併用手工具ケレン工法を予定してございまして。これは、仕上げ塗材層の表面に剥離剤を塗りつけ、一定時間放置することにより塗材層を軟化させ、やわらかくなった塗材層を手工具でそぎ取るという工法でございまして。石綿含有塗材が飛散しないよう湿らせて処理するという工法でございまして、国立研究機関の石綿粉じん飛散防止処理技術指針に示された、安価で有効的な処理工法とされているものでございまして。

次に、3点目の、工期と近隣住民への対応についてでございまして、解体時には、石綿の飛散防止や処分に関する安全対策はもちろんのこと、建物の周囲には騒音などに配慮するためのパネル、シートを設置するほか、車両の出入り口には交通整理員を配置し、交通の安全を確保することとしております。さらに、解体中は散水を行い、ほこりの飛散にも注意を払いながら解体工事を進めてまいります。

また、工程についてでございまして、この解体工事は7月末から今年度末までを工期とし、現地着手は8月中旬を予定しております。なお、着工に際しまして、近隣住民の方々へは工事の概要、工程などの説明を予定しております。

続きまして、議案第64号「平成30年度今治市一般会計補正予算（第1号）」について、議案第68号「今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について」のうち2番目と3番目についてお答えいたします。

まず、2番目の今治市自殺対策計画審議会委員の選定方法についてでございまして。審議会委員の定数は10人でございまして、計画策定に当たり、ふさわしい方を、医師会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、小中学校校長会、連合自治会よりそれぞれご推薦いただく予定でございまして。

（ 発言する者あり ）

○越智 豊議長 傍聴人に申し上げます。静かにしてください。静粛にしてください。

○石丸 司健康福祉部長 その他の委員といたしましては、学識経験者として今治看護専門学校から、また関係行政機関として警察、消防、保健所、公共職業安定所から選定させていただくこととしております。

次に、3番目の審議会の開催計画についてでございますが、本年度、3回以上の開催を予定しております。

以上でございます。

( 発言する者あり )

○越智 豊議長 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。議長の命令に従わない場合は退場していただきます。

以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○越智 豊議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 自殺対策計画審議会の開催は3回以上となっていたんですが、具体的にどのくらいのペースかの答弁が不足していたと思いますので、もう一度答弁をお願いできればと思います。

○石丸 司健康福祉部長 お答えいたします。

より実効性のある自殺対策計画にするために、審議会の開催前には、自殺対策に関連のある庁内関係課との連絡会、それから地域のさまざまな活動を把握し、有機的な連携を図るために、関係機関の現場の実務担当者レベルの連絡会も開催したいと考えております。こうした情報交換をしっかりと行った上で、審議会に諮ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○越智 豊議長 再質疑はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○越智 豊議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 確認したい内容は全てお答えいただきまして理解できましたので、以上で私の質疑を終わります。

○松田澄子議員 議案第72号「今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」  
質疑いたします。

1 番目に、改正により市民に及ぼす影響についてお伺いいたします。改正に至った理由と今回の改正により市民に及ぼす影響についてお聞きいたします。

2 番目に、今後の見通しについてお聞きいたします。

以上です。

○越智 豊議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 松田澄子議員ご質疑の議案第72号「今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」に関しまして、私からお答えさせていただきます。

国民健康保険は制度創設以来の大きな制度改正が行われ、本年度から、都道府県単位で運営が行われております。これに伴い、今治市は納付金を愛媛県に納め、保険給付に必要な費用は全額愛媛県から交付される仕組みとなりましたが、国民健康保険税はこの納付金の財源となるものでございます。ご承知のとおり国民健康保険税の算定においては、医療分と後期高齢者支援金分、さらに40歳以上65歳未満の方については、介護納付金分を合わせ世帯の保険税額が決まります。

本市におきましては、平成25年度の税率改定からこれまで繰越金等を充当し税率を据え置いてまいりました。県単位化の制度改正に伴い、国からの公費が拡充されたことで、医療分は保険税負担の軽減が図られておりますが、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、高齢化の進展によって負担が増加している状況にあります。こうしたことから、医療分については税率を引き下げ、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、繰越金を充当して上昇幅を抑制することで、1人当たりの保険税額を全体で2.2%引き下げようとするものでございます。今後も急速に高齢化が進むものと思われませんが、市民の皆様の健康づくりや、特定健診、がん検診の受診率向上に積極的に取り組むことで、医療費の伸びを抑え、保険税負担の抑制につなげてまいりたいと考えております。

ご質疑の詳細につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○片山 司市民環境部長 松田澄子議員のご質疑のうち、まず1 番目、改正により市民に及ぼす影響についてに関しましてお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたように、6月補正後の1人当たりの保険税額につきましては、医療分と後期高齢者支援金分の合計、そして介護納付金分を合わせまして、8万9,641円となり、前年度の6月補正後と比較して1,983円、率にして2.2%の引き下げとなっております。なお、介護納付金のない方は医療分と後期高齢者支援金分の合計が6万9,104円となり、前年度の6月補正後と比較して6,187円、8.2%の引き下げとなっております。

次に、2番目の今後の見通しについてでございます。

今年度から、納付金を愛媛県に納めるかわりに、保険給付に必要な費用は全額愛媛県から交付されるため、急激な保険給付費の増加のリスクはなくなったものの、納付金の額は年度途中で変更されませんので、今後は、被保険者数の減少に伴う保険税収入の減収や、翌年度以降の医療費、介護費用の増加に伴う納付金の増加に対して備えが必要となってきます。今後も安定的に国民健康保険事業を運営するために、今年度繰越金のうち3億6,000万円を基金に積み立て、保険税率の急激な引き上げを抑制するための財源を確保することにしております。

以上でございます。

○越智 豊議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○松田澄子議員 議長。

○越智 豊議長 松田澄子議員。

○松田澄子議員 国民健康保険法の第1条に、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあります。社会保障として、また自治体が住民の命を守る立場で制度運営をしていってほしいと思います。国民皆保険を支える最後のとりでと言われる国民健康保険を市民の負担とならないようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。